

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3
貨物自動車運送事業者行政処分状況	・・・	4

令和7年6月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ハトリ (法人番号: 6050002033822) 代表者 羽鳥 誠一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷郡河内町羽子騎376-1 (本社営業所) 茨城県稲敷郡河内町羽子騎376-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月12日及び令和6年11月26日、死亡事故を引き起こしたことにより監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 運行基準図の作成義務等違反(運輸規則第27条第1項)、(3) 運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年6月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京シティ観光株式会社（法人番号：7010701011338） 代表者 森田 廣治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都品川区東大井1-8-5 （大井営業所） 東京都大田区東海5-5-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月29日及び令和6年8月9日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)、(5)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年5月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250513	高田運送 有限会社(法人番号8070002017581)代表者:高田 正範	群馬県藤岡市上落合941-40	本社	群馬県藤岡市上落合941-40	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月11日及び同年7月2日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
20250513	協和コーポレーション 株式会社(法人番号7011301001968)代表者:岡部 昭人	東京都杉並区上井草3-4-23	本社	東京都杉並区上井草3-4-23	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月19日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	0
20250527	ミニトラックサービス 株式会社(法人番号6070001030372)代表者:飯田 ハウロ	群馬県太田市粕川町253-25	本社	群馬県太田市粕川町253-25	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月16日、同年3月11日及び同年3月22日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	16	16
20250527	大沼運輸倉庫 株式会社(法人番号1070001030294)代表者:大沼 義明	群馬県伊勢崎市三室町6068	本社	群馬県伊勢崎市三室町6068	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年12月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
20250527	前橋南部運送 株式会社(法人番号2070001004578)代表者:青木 美恵子	群馬県前橋市後閑町711	上武大国支店	群馬県伊勢崎市境下淵名2986-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年10月25日及び同年11月12日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)